

## 生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

- 休業等で生活できない
- 退職等で住宅を失う(かも)
- 児童手当を受給していれば
- 一律支給

借入	緊急小口資金(特例)	借入上限 <b>10万円</b> (特別な場合 <b>20万円</b> ) 据置期間:1年以内、返済期間:2年以内	①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要となる場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
借入	総合支援資金(特例)	借入上限 <b>20万円</b> (単身者 <b>15万円</b> )/月 据置期間:1年以内、返済期間:10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
給付	住居確保給付金	給付額 <b>3万8千円~5万9千円</b> 支給期間 原則3ヶ月	①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ <b>65歳未満</b> であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。
給付	子育て世帯給付金	給付額 <b>1万円/児童1人につき</b>	①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。
給付	特別定額給付金(仮称)	給付額 <b>10万円/1人につき</b>	①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。

**申請** 佐倉市社会福祉協議会  
海隣寺町87 社会福祉センター2F  
平日 9時~17時  
**043-484-6200**

**申請** 暮らしサポートセンター-佐倉  
海隣寺町97(市役所4号館地下1F)  
平日 8:30~17:15  
**043-309-5483**

詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

**郵送申請** 佐倉市役所より通知あり  
**電子申請** マイナポータル 総務省コールセンター  
平日 9:00~18:30 **03-5638-5855**

## 休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

- 子育て世代が臨時休校で仕事を休む
- 従業員に休業してもらう
- 店舗を休業

助成	小学校休学等対応助成金	助成額:労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率: <b>10/10</b> フリースクール助成額:1人1日 <b>定額4,100円</b>	臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇(賃金全額支給)を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。
給付	雇用調整助成金	助成額:労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率: <b>中小企業9/40-10/10、大企業4/5</b>	①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。
助成	コロナ防止協力金(仮称)	休業要請を受けて自粛を行う事業者に対する協力金	詳細不明 <b>未確定</b>

**送付申請** 学校等休業助成金支援金受付センター  
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室  
平日・土日 9~21時 **0120-60-3999**

**申請** 成田ハローワーク  
平日 8:30~17:15 成田市加良部3-4-2  
**0476-27-8609 (31#)**

**千葉県として予算化?**

## 支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

- 延滞金・税なしで支払先送り

市税	佐倉市財政部債権管理課 043-484-6116	国民健康保険等	佐倉市健康保険課 043-484-6116	東京電力	0120-993-052	docomo	0800-333-0500
県税	千葉県総務部税務課 043-223-2127	厚生年金保険	幕張年金事務所(年金機構) 043-212-8621	東京ガス	0570-002-211	au	157または0077-7-111
国税	成田税務署 0476-28-5151			水道局	043-486-1555	softbank	0800-170-4535

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

## 資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者に現金支給する制度です。

- 民間系金融機関から借入する
- メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合
- 政府系金融機関から借入する
- 日本政策公庫 商工会議所 商工中金
- 事業継続を前提として給付される

担保力拡大	信用保証枠の拡大認定 危機関連保証・SN保証4号・5号 担保(信用)のない事業主に代わり信用保証協会が借入額の保証人となる制度	【危機関連保証】保証割合 <b>100%</b> 【SN保証4号】保証割合 <b>100%</b> 【SN保証5号】保証割合 <b>80%</b>	売上高:「直近月」及び「直近月+見込2ヶ月」が昨対15%以上減 売上高:「直近月」及び「直近月+見込2ヶ月」が昨対20%以上減 売上高:直近3ヶ月が昨対5%以上減
金利	制度融資 金利と信用保証料を補助 金融機関借入の金利補助と信用保証料の保証料を補助	千葉県 当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ</b> 返済期間10年 据置5年 民間金融機関金利1/2 or 3.0%の低い方を補助 借入上限 2000万円まで(小規模は1250万円)	危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した売上高の減少を満たすこと。 ※4年目以降は所定金利へ移行。 ①1年以上市内で事業を営んでいること。 ②事業系メニュー ※金利補助率・限度額は申請種類で異なる。
借入	新型コロナウイルス特別貸付 融資制度や提出書類・申込手順の解説動画	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ</b> 返済期間15年 据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	新型コロナウイルス対策マル経融資(商工会議所)	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保</b> 返済期間7~10年/据置3~4年 <b>上限1,000万円</b>	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	商工中金危機管理融資(商工中金)	当初3年間 <b>金利ゼロ・無担保</b> 返済期間15~20年/据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
給付	持続化給付金 5月1日より申請開始	給付額: 法人 <b>200万円以内</b> 個人事業主 <b>100万円以内</b>	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 <b>前年総売上-(前年増減)×50%売上×12ヶ月</b> にて算出。(上限は左の通り。)
給付	千葉県中小企業再建支援事業 5月7日より申請開始	給付額: <b>10万円~最大30万円以内</b>	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円

**【認定】** 佐倉市役所産業振興課  
海隣寺町97 平日 8:30~17:15  
**043-484-6145**  
※借入先は民間金融機関へ

**申請** 千葉県 商工労働部経営支援課 金融支援室  
千葉市中央区市場町1-1  
平日 8:30~17:15 **043-223-2707**

**申請** 佐倉市役所産業振興課  
海隣寺町97 平日 8:30~17:15  
**043-484-6145**

**申請** 日本政策金融公庫  
千葉支店:千葉市中央区市場町1-1  
(国民生活事業)043-241-0078  
(中小企業事業)043-243-7121

**申請** 佐倉市商工会議所  
表町3-3-10 平日 8:30~17:15  
**043-486-2331**

**申請** 商工中金千葉支店  
千葉市中央区新町3-13  
**0120-542-711**

**電子申請** 持続化給付金サイト  
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>  
平日・休日 9時~17時 **03-3501-1544**

**電子申請・郵送申請**  
<https://www.chiba-shienkin.com/>  
平日・休日 9時~16時 **0570-04-4894**

## 事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

- 新規販路を開拓する
- 設備投資で対応する
- テレワーク・ITで対応する

補助	持続化補助金	補助額: <b>100万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b> コロナ特別枠 締切 5/15 非接触対策を含むこと	感染症の影響を乗り越えるために、販路開拓等にかかる費用の一部を補助。 ※通常枠(補助額50万円)は常時公募中。
補助	ものづくり補助金	補助額: <b>1,000万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b> コロナ特別枠 締切 5/20	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資費用の一部を補助。 ※通常枠(補助率:中小1/2、小規模事業者2/3)は常時公募中。
補助	IT導入補助金	補助額: <b>450万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b> コロナ特別枠 締切 6月末	ITツール(ソフトウェア・サービス)導入費用の一部を補助。特別枠はハードウェア(PC・タブレット)レンタルも対象。 ※通常枠(補助率:1/2)は常時公募中。

**問合せ先** 平日 9:30-12:00/13:00-17:30  
全国商工会連合会 **03-6670-2540**  
日本商工会議所 **03-6447-2359**

**問合せ先** 平日10:00-17:00 **申請**  
ものづくり補助金事務局 **050-8880-4053**  
中小企業生産性革命推進事業

**問合せ先** 平日9:30-17:30  
サービスデザイン推進協議会 **0570-666-424**  
WEB サイト